海外向代金取立取扱約定

１．　受託海外向荷為替手形、為替手形など（以下単に手形という）および付属書類は当行または、当行為替取引先が適当と認める時期および運送方法により支払地へ送付いたします。

この場合郵便物の延着・紛失・滅失・誤送そのほかの事故のために生じた損害については、当行に責めのある場合を除き、当行はその責任を負いません。

２．　次の場合には手形の引受に対し、付属書類を手形引受人に交付いたします。

(1)　手形面または取立依頼書にDocuments　Against　AcceptanceまたはD/Aもしくはこれと同様の意義のある文言の特記がある場合。

(2)　手形引受地もしくは支払地の慣習として、Documents　Against　Payment条件を認めない場合。

当行または当行為替取引先が必要と認めたときは、Documents　Against　Acceptanceの条件の場合においても、委託者に通知することなく、Documents　Against　Paymentに変更することがあります。

３．　手形面または取立依頼書にDocuments　Against　PaymentまたはD/Pもしくはこれと同様の意義のある文言を明記した場合および付属書類の処置に関しなんらの記載のない場合には、手形金額の支払いに対し付属書類を支払人に交付します。

４．　手形および付属書類は、手形期日、支払場所に関係なく手形金の支払いがあったとき、支払人に交付します。

５．　手形の引受けまたは支払いをした者を、取立銀行で手形引受人または支払人と認めたために生じた損害については当行に責めのある場合を除き、当行は責任を負いません。

６．　手形は、取立銀行の都合によって支払人に対し単に取立手形到着の旨を通知するにとどめ、引受または支払いを求めるための呈示をしないことがあります。

なお、手形満期日において手形支払人の申し出によりまたは手形支払期日経過後でも、取立銀行の見込によって委託者に通知することなく、適宜手形を留めておき、取立について猶予を与えることがありますが、これに対し当行は、当行に責めのある場合を除き、責任を負いません。

７．　手形の引受または支払拒絶の際は、委託者より申し出があるまで、取立銀行に留めておきます。

８．　手形について引受または支払拒絶証書の作成そのほかの権利保全に関する諸手続を必要とするときは、取立依頼の際特に取立依頼書に明記いただいたものまたは後日（当行が当行為替取引先へ電信または航空便をもって通知する時間的ゆとりのある場合）書面をもってご依頼のものに限りお手続いたします。ただし、支払地の事情、慣習そのほかの事情によって前記の手続ができない場合は、悪しからず了承願います。

９．　手形の取立あるいは不渡などについて、電信通知そのほか特別の取扱いを必要とするときは、取立依頼書にその旨明記いただきたく、明示のない場合は、通常のお取扱いをいたします。

10.　付帯荷物が仕向地到着にかかわらず、手形名宛人が荷物の陸揚、倉入、通関および付保などの手続をしない場合には、当行または当行の為替取引先の見込みをもってこれらの手続を行いあるいはこれらの手続を見合わせることがあるなど、そのいずれの場合においても、これによって生じた損害または前記運送、通関、倉庫および保険など各業者の故意または過失、戦争、天災、地変そのほか不可抗力などいっさいの事態から生じた損害に対し、当行に責めのある場合を除き、当行は責任を負いません。

11.　手形引受人が手形支払日までの期間特定倉庫を指定し、付帯荷物の倉入方を請求した場合、当行または当行為替取引先の認定によりこれを承諾することがありまたは承諾しないことがありますが、これらの場合の危険または損害に対し、当行に責めのある場合を除き、当行は責任を負いません。

12.　当行または当行の為替取引先が必要と認めたときは、委託者に通知することなく手形支払人に対し

(a)　手形金額の一部支払いに対し、送状に照らしこれに相当する付帯荷物の内渡し

(b)　手形の引受または支払以前に付帯荷物の閲覧

(c)　付帯荷物到着まで、手形の引受けまたは支払いの猶予を許容することがあります。

(a)号の支払いが手形の満期日以前である場合、その土地の慣習によりもしくは慣習のない場合は、当行または当行為替取引先の規定により内入金に対する相当利息を支払人に割りもどしすることがあります。

13.　当行為替取引先またはその代理店の過失、怠慢、営業停止、支払不能、破産ならびに手形取立代金の延着、為替差損、紛失、仕向地の商慣習などそのほかいかなる原因によって損害が生じても、当行に責めのある場合を除き、当行は責任を負いません。

14.　手形代金取立済の報告により、当行は手形金額から代金取立てならびにこれに関する当行または当行為替取引先のいっさいの行為によって生じたあらゆる費用および立替金のうち委託者からまだお支払いを受けていない金額を差引きのうえ、委託者の当座預金またはそのほかご指示の預金にお振替いたします。ただし、前記諸費用などの全部もしくは一部が取立代り金お支払いの際判明しない場合は後日別途に、手形が不渡の場合は、不渡に関する諸費用に前記諸費用などを合算して、ご請求いたします。

前項の場合において先物為替予約のないときは、取立代り金のお支払いについては当日の銀行電信買相場もしくは一覧払手形買相場をもって、また、諸費用などの差引きもしくは受入については、当日の銀行電信売相場をもって換算いたします。

15.　取立代り金を委託者にお支払いしたのち、取立銀行から取立代り金の返還要求があり当行がこれに応じたときは、手形の返還を待たずに直ちに取立金額およびこれに伴う利息手数料をお支払いいただきます。

なお、適用為替相場は、お支払いいただく当日の銀行電信売相場といたします。

16.　手形が不渡となった場合には、その旨委託者に通知し、不渡手形および付属書類は当行に到着次第委託者に返却いたします。当行所定の期間を経過しても委託者が不渡手形および付属書類を引取られないときは、当行に責めのある場合を除き、当行は保管の責任を負いません。

17.　手形以外の代金取立を依頼されたときは、前各項に準じてお取扱いたします。

18.　取立委託者の権利は当行の承諾を得なければ、譲渡または質入をすることができません。

当行へ代金取立を依頼されたときは、以上の規定のすべてを承諾されたものとしてお取扱いたします。

19.　国内外の法令、慣習等に照らし、海外向代金取立業務を行うことが不可能、著しく困難または不適切であると相当の理由をもって判断される場合、当行は海外向代金取立業務を停止することができるものとします。この場合、停止によって生じた損害については当行は責任を負いません。

20.　当行は、この取扱約定を、委託者の利益に適合する場合、並びに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本取扱約定を変更する旨、変更後の取扱約定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の取扱約定にしたがい取扱うものとします。ただし、委託者の利益に適合する場合の本取扱約定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以　上

（2025 年 7 月 1 日現在）